広報 向日町

発行所
京都府乙訓郡向日町
大字向日小字南山三
電話向日町18・218番
編集
向日町役場総務課

夫婦単位に改められる"新しい戸籍"

戸籍係

新しい憲法が公布されて、わが国の「家族制度」は封建的であり新日本の民主化をさまたげるものだということになって、これをやめることになり、これまでのような戸主を中心に親子、兄弟などによって一戸籍をつくることができなくなり、夫婦と未婚の子供だけで小さな世帯ごとに戸籍を作ることになりました。

新しい戸籍法は昭和二十三年一月一日から行われ、この日からあとは、たとえば戸主の長男が結婚したとか長男夫婦の間に子供が生れて届出されたときなどに親子孫というような三代が同一戸籍内に登録しないで、別に夫婦を単位とした新しい戸籍が作られてきましたが、これと同時に古い戸籍も作りかえなければならなかったのであったが大きな手数と費用がかかるため今日まで出来なかったものを、こんどいよいよこの分を今年の四月から三年がかりで作りかえることになったもので、新法ができてからようやく十年目で全部新しい戸籍にかわることになったのです。

今年から三年以内に完了 〃むこ養子〃も筆頭者になれる

この仕事は市町村長の職権で行われますが、みなさんも自分の戸籍がどのように作りかえられるか知っておく必要があります。古い戸籍法には親子三代とか親の兄弟姉妹や甥（おい）姪（めい）など色々一つの戸主でその戸主との関係が記されていますが、これらはすべて「同じ氏の夫婦」「同じ氏の親子」を単位に新法で分けることになっています。したがってこれは戸籍を調べて間違いなくすすめるこみいった仕事になり、ただ新しくみえるだけのような簡単なものではありません。例えば戸籍の筆頭者（戸主）現夫婦とその子供夫婦がのっている場合、子供夫婦とその子供はその戸籍からはずして同じ番地を本籍に新しい戸籍をつくり、また叔父夫婦などが同じ戸籍内にあった場合も同じように新たに戸籍がつくられることになりました。

そのほか家を相続して戸主になっている未婚の子供がその母と同籍の場合は、母を筆頭者に新戸籍をつくり子供は母の籍に入籍し前の戸籍は除籍します。また本家に子供を残して分家しているときはこの親子は氏は同じでも戸籍がちがっているので子が分家の父母と同籍を希望しても、その子に養子がない限り入籍届をこんどの作りかえ前に出さないとあとは認められないことになっております。

また旧民法当時むこ養子に入った夫は新法でも妻の氏を名のったものとみなし、その夫婦の新戸籍は妻を筆頭者にするのですが、夫を筆頭者にすることを夫婦から申出ることもゆるされています。

◇届出の注意◇

なおこんどの戸籍改製事務は四月一日から全国一斉に行われるので平常の色々な戸籍の届出との関係にちぐはぐなことが起ることも予想されますので、これをさけるため出生、婚姻などで新戸籍を作られる方は、必ずこれまでの本籍と同じ場所を新本籍に定め、特に「他市町村への転籍、分籍」は必ず本籍地の市町村長に届けるようお願いします。

以上はこんどの戸籍改製のあらましですが、なおくわしいことは役場戸籍係でおたずねくださるとともに、この改製がすみやかに進むようみなさんの御協力をお願いします。

× ×

町の人口総数		
33年4月末現在		
人口	男	5.498
	女	5.719
	計	11.217
世帯数		2.525

子供の教育費はどれぐらいか？

文部省のしらべ

いよいよ四月から新学期がはじまったが、ちょうど文部省では昭和二十七年以来「父兄が負担する教育費」の調査を行っているが、この最も新しい調査の昭和三十一年四月と昭和三十二年三月末調査のあらましは、次のようである。

この調査は公立の小学校、中学校、高等学校、両ろう学校の父兄に一年間にわたって支出した教育費を「学資の予備」と細目につけてもらって調べたもので、十六都道府県から一県当り調査として七校ずつ選んで調査したものである。これによると小学校が一人一年に八、八六八円、中学校が一〇、二八〇円、高等学校では全日制で二八、五七七円、定時制では一五、〇六〇円かかっている。

◇小学校での八、八六八円の内子供に学校の教育をうけさせるために支払われる経費（学用品費教科書費、通学用品費、給食費、PTA会費、旅行費、寄附金等々）が六、三〇二円、教育の延長として家庭で支払った経費（参考書費、運動用具費、家庭教師への謝礼金等々）が二、五六六円の割合になっている。

◇中学校での一〇、二八〇円の内訳は、学校教育費が八、一二二円家庭教育費が二、一五八円となっている。

◇高等学校では、全日制の二八、五七七円の内、学校教育費が二五、三八〇円、家庭教育費が三、一九七円であり、定時制の一五、〇六〇円の内、学校教育費が一三、四八〇円、家庭教育費が一、五八〇円とそれぞれなっている。

この数字を土台にした小、中、高校の父兄負担教育費の全国推計総額を試算すると、小学校で千百十一億円余、中学校で五百九十億円余、高校全日制が四百五十九億円余、定時制七十五億八千九百万円余となる。

次に公費と父兄負担の割合は、小学校の場合は全体の六七、四％（一二、二四〇円）が公費で残りの三二、六％は父兄が負担しているが、このうち当然支払うべきものと思われる教科書費、通学用品費、給食費、その他は二九、八％（五、八五七円）でむしろ公費で負担すべきものと思われる経費（PTA寄附金、その他の寄附という形で学校の胸像、設備、教材費等にあてられたりしているもの）を父兄が負担しているわけであるが、これが中学校になると三三、二％（七八八八円）高校の全日制が五五％（二、九五〇円）定時制が四、一％（一、三四三円）と増えている。特に義務教育の場合、義務教育無償の原則（憲法第二十六条）が実際行われていない点に大きな問題がある。

× ×

押売等防止で明るい生活を

近ごろ押売等が増加して府民に大変不安や困惑やけんおの念をいだかせるような言動が多く、治安を悪化するよう憂慮されておったところ、これら悪質な行為を防止し、府民の日常生活の不安をなくして明るい生活を図るため、こんど府では次のような押売等防止条例がだされて四月一日から施行されることになったので、今後みなさんの御家庭にこのような悪質な物売りや物買いで迷惑をかけるようなことがあったときは、すみやかに警察に連絡するなど御近所で協力してげきたいしましょう。

この条例で「押売等」とは戸々について売買、交換、修理、加工役務の提供、広告寄附の要求、物乞いをするのに拒否されたにもかかわらず、立ち止まり、うろつきすわり込む等その場からすみやかに立ち去らないことや。承諾がないにもかかわらず玄関や勝手口、庭先、事務室等に物品を展示したり又買受け、交換、修理、加工などで対象となる物をさがしまわること。依頼がないにもかかわらず新聞、書籍、薬、日用品やナベ、カマ、刃物などの修理、加工頒いは看板、額装、祈とう、役務の提供や出版物、広告の掲出等その対価又は報酬を要求すること。

害を加えるような気勢を示し前科、因状又は背後の威力をほのめかす等の言動をすること、相手方やその場に居合わせた者の衣服その他の工作物、器物、家屋等に落書、汚損、投石、殴打、足げり等をし又は汚物を転倒し投げる等のいたずらをすること。

その他不安困惑又はけんおの念をいだかせるような言動をすることなどで、このような行為があった場合は、懲役、罰金又は拘留若しくは科料に処せられることになっている。

入学式 向陽校

僕も私も新入生 二〇二名の新入生

明裕の季節の桜も満開の去る四月八日町立向陽小学校新入生二〇二名は、お母さんやお父さんにつきそわれながらうれしさに顔をほころばせ、受付で先生に名札をつけてもらってはしゃぎまわっている。午前十時から入学式がはじめられ校長先生から入学についての色々の話があってみんなよろこびにあふれていた。

写真は入学式に集った新入生たち

"税務課だより" 改正された軽自動車税

既に御承知の通り本年四月五日地方税法の一部が改正され従来の自転車荷車税が廃止となり、新たに軽自動車税が町税として課されることとなり、本年四月一日から施行されることになりましたので、左記の点についてお知らせします。

一、軽自動車税の課税客体及び税率

1、原動機付自転車

イ総排気量が〇・〇五リットル以下のもの 年額五百円

ロ総排気量が〇・〇五リットルをこえ〇・〇九リットル以下のもの 年額八百円

ハ総排気量が〇・〇九リットルをこえるもの 年額千円

2、軽自動車

イ農耕作業用自動車 年額千円

ロ小型三輪車 年額千八百円

ハ二輪車 年額千五百円

3、二輪の小型自動車 年額二千五百円

二、軽自動車税の賦課期日及び納期

1、賦課期日は毎年四月一日

2、納期は毎年四月十一日から同月三十日まで

但し三十三年度に限っては五月十一日から同月三十一日まで

三、四月一日以降納税義務が発生した場合又は、消滅した場合の処置

1、四月一日以降納税義務が発生（買入等による）した場合は十五日以内に申告書を町長に提出し、その月の翌日から月割で軽自動車税が課されます。

2、四月一日以降納税義務が消滅（譲渡、売却等）した場合は三十日以内に町長に申告書を提出し、その消滅した月まで月割をもって軽自動車税が課されます。従って、四月一日現在で年額を課税されている場合はその差額だけ還付されることとなります。

四、軽自動車等の所有権を留保している場合の納税義務者

軽自動車等を月賦で購入し、代金が完済されていないものは、所有権が留保されているものとして売主及び買主の共有となり、因って納税義務は連帯して負うものであります。

五、軽自動車等の標識の交付

1、原動機付自転車については本町において標識を交付することになって居り、此の場合は標識交付申請書を提出し、町長から標識交付証明書を受けることとなっています。

2、軽自動車、二輪の小型自動車については、陸運事務所に届出で車輌番号標の交付を受けることとなっています。

六、二輪の小型自動車の完納証明書について

二輪の小型自動車は二年毎に車体検査を必要としますが、此の際には町長の完納証明書がないと陸運局長が検査を拒否しますので、必ず、完納証明書の申請を町長になし、此の証明書を持って車体検査に臨んで下さい。

七、罰則

三によって申告すべき場合で正当な事由がなくて申告をしなかった場合は、三万円以下の過料が科せられますので御注意下さい。

以上が今回の地方税法の改正のあらましですが、詳細については向日町役場税務課にお問い合せ下さい。尚申告、納税等については皆さんの御協力を特にお願い申し上げます。

5月22日は 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 の投票日です

つぎの政治にひびくこの一票

投票時間 自午前七時 至午後六時

有権者のみなさん この清き一票をかならず投票いたしましょう

候補者を選ぶには

投票日にはよく名前を確かめて

街頭演説 立会演説会 選挙放送 個人演説会 選挙公報

よく聞きよく見て最も良いと思う候補者を選びましょう。

選挙当日やむを得ない用務のため旅行される方は投票日の前日までに不在投票で投票しましょう。

◇証明書が必要です◇

（職場の長、事業主、市町村長、医師、産婆の発行する）町の選挙管理委員会にお問合せください。

自分で文字が書けない人は

1 **点字投票** 盲人の人は点字投票ができますから、投票所でその旨を申出て下さい。

2 **代理投票** 病気、負傷、文盲などのため字が書けない場合は、代理投票ができますから投票所で、その旨を申し出て下さい。

第二区衆議院議員立候補者立会演説会が開催されます

五月十日午後三時三十分から

五月十五日午後三時三十分から

場所は向陽小学校講堂で

※時間は厳守しますので、定刻までに多数御参加下さい